

令和 5 年度（2023年度）

**決算に基づく熊本県財政健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査意見書**

熊本県監査委員

令和5年度（2023年度）決算に基づく熊本県財政健全化 判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次の事項について審査を実施した。

- 1 令和5年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 令和5年度の各公営企業会計の決算に基づき算定した資金不足比率
- 3 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、次の観点について、算定に必要な関係資料の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し行った。

- 1 知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか。
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも健全化基準を大きく下回っているものの、豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、T S M C進出に伴う産業集積の促進や農林畜水産業等の振興、「渋滞解消」・「地下水保全」のための対策、「こどもまんなか熊本」の実現など様々な課題への対応を進めていく上で、災害関連の県債償還も本格化するため、将来の財政見通しについては、的確に把握されておくべきである。

今後「くまもと新時代共創(仮称)」を実現するために必要となる財源の確保等に努められるとともに、持続可能な県政運営に向け財政健全化に取り組んでいただきたい。

記

1 健全化判断比率

健全化判断比率名	令和5年度決算 に基づく比率	令和4年度決算 に基づく比率	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	—	3.75%
2 連結実質赤字比率	—	—	8.75%
3 実質公債費比率	8.3%	7.8%	25.0%
4 将来負担比率	217.0%	209.5%	400.0%

(注) 「—」：実質赤字が生じていないため比率が発生しないもの。

2 資金不足比率

会 計 名	令和5年度決算 に基づく比率	令和4年度決算 に基づく比率	経営健全化 基準
1 電気事業会計	—	—	20.0%
2 工業用水道事業会計	—	—	
3 有料駐車場事業会計	—	—	
4 病院事業会計	—	—	
5 流域下水道事業会計	—	—	
6 港湾整備事業特別会計	—	—	
7 臨海工業用地造成事業特別会計	—	—	
8 高度技術研究開発基盤整備事業 等特別会計	—	—	

(注) 「—」：資金不足が生じていないため比率が発生しないもの。